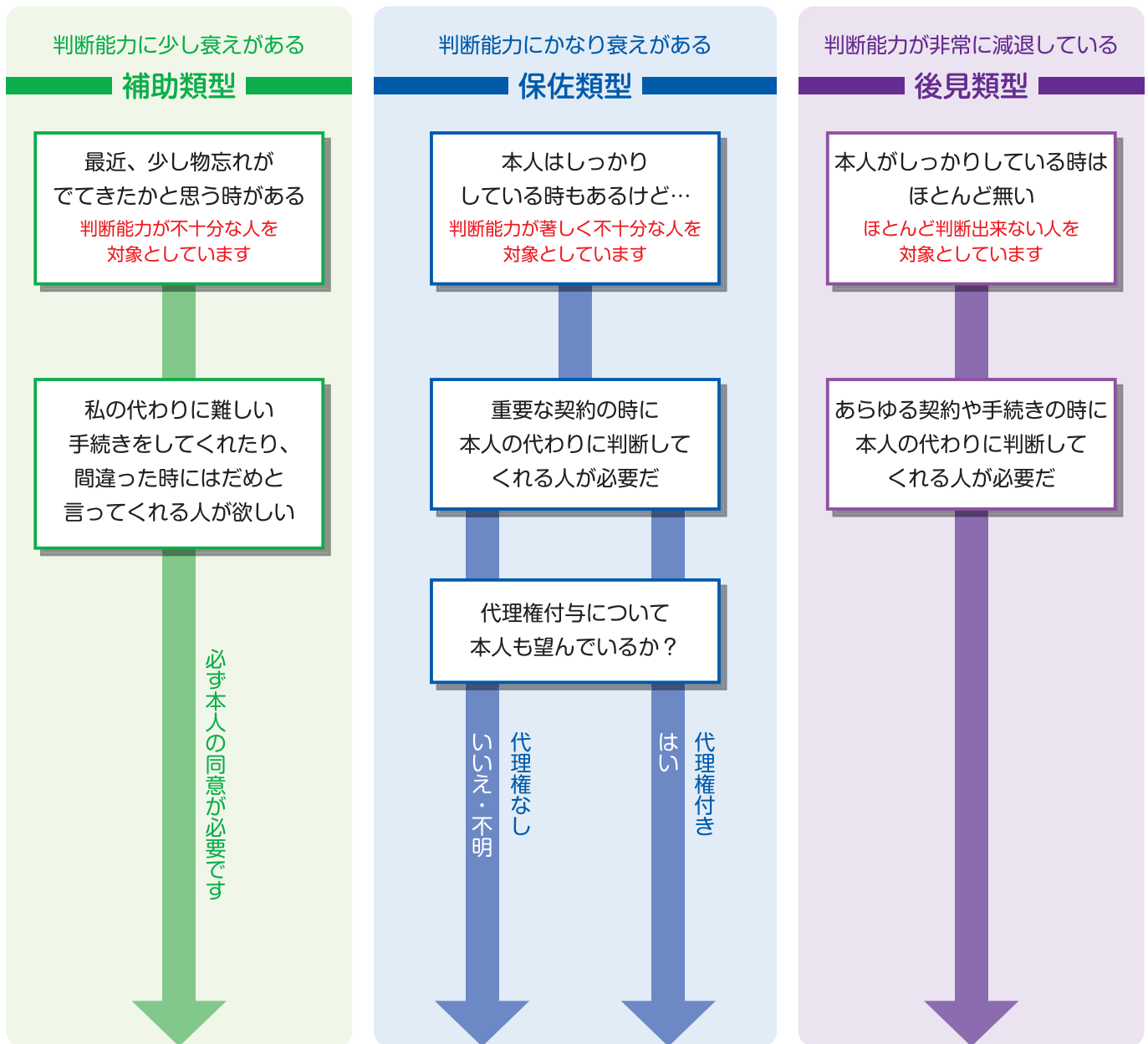


チャートでわかる利用手順

法定後見制度



家庭裁判所 その1

申立

●申立出来る人

本人・配偶者・4親等内の親族等。身よりのない方は市町村長に法定後見開始の審判の申立権を与えています。

●必要なもの

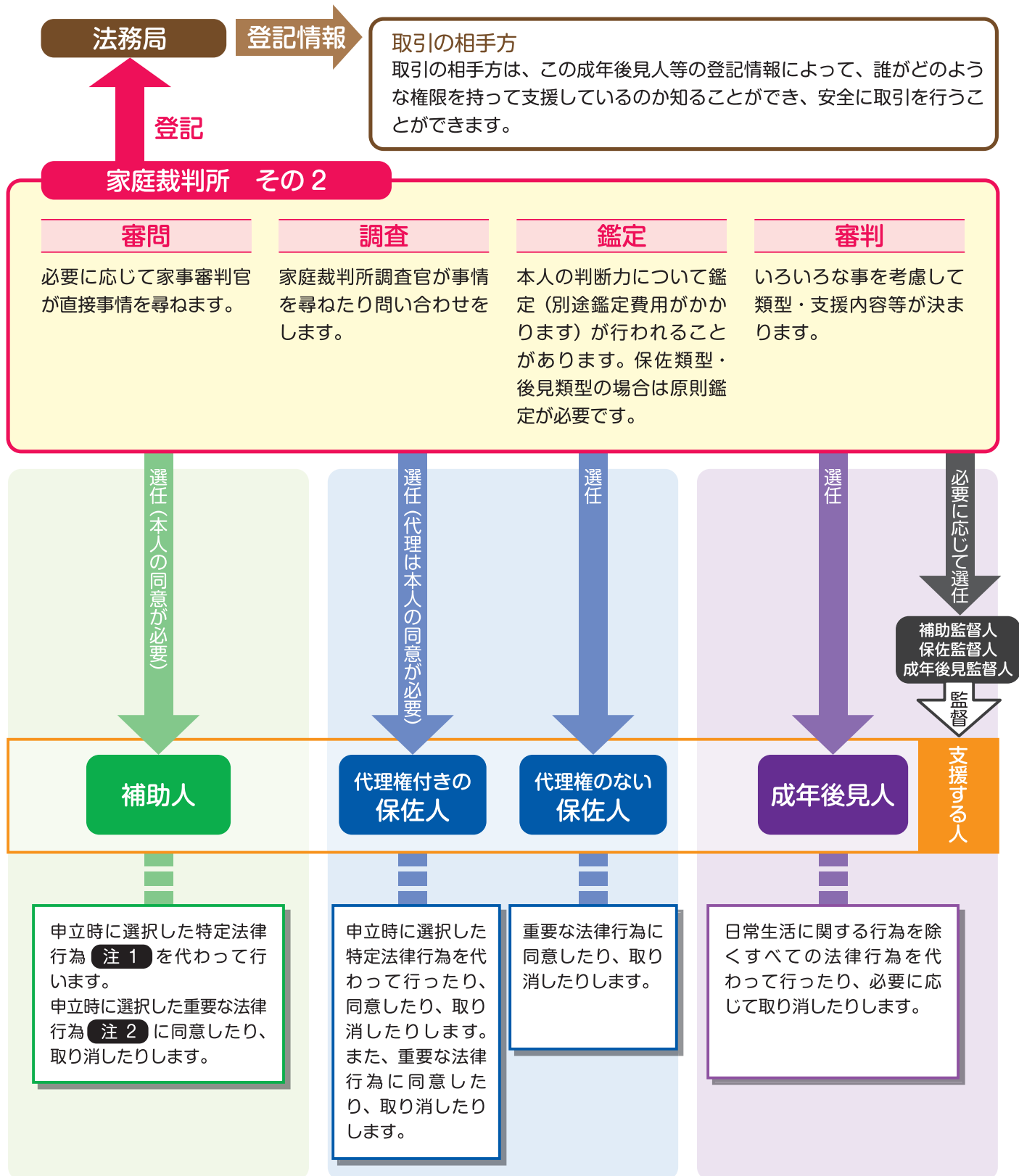
申立書・戸籍謄本・住民票・診断書等

●費用

〈申立手数料〉
1件 800円の収入印紙
〈登記手数料〉
上限 2,600円の収入印紙
〈通信費〉
切手 (各家庭裁判所で異なります)

なお、申立書の作成や申立手続きを司法書士や弁護士へ依頼（申立書の作成や申立手続きを業務としてできるのは司法書士と弁護士だけです）する場合は、その司法書士・弁護士に報酬を支払う必要があります。

チャートでわかる利用手順



注1 特定法律行為…本人の生活、療養看護および財産に関する法律行為であれば何でもよく、要介護認定の申請や介護支援契約の締結等も含まれます。

注2 「重要な法律行為」…民法第13条第1項で定められている次の行為をいいます。

- ① 賃金の元本の返済を受けること。
- ② 金銭を借り入れたり、保証人になること。
- ③ 不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること。
- ④ 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
- ⑤ 贈与すること、和解・仲裁契約をすること。

⑥ 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。

⑦ 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。

⑧ 新築・改築・増築や大修繕をすること。

⑨ 一定の期間を超える賃貸借契約をすること。

● 成年後見制度を利用しても、日用品の購入やその他日常生活に関する行為は本人が単独で出来ます。

● 本人が居住している建物を、売却や賃貸などする場合には、家庭裁判所の許可が必要です。

● 法定後見人への報酬は裁判所が決定します。